

[事案 2024-262] 新契約取消請求

・令和7年4月25日 裁定終了

<事案の概要>

自分に無断で申し込まれた契約であることを理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和3年12月に契約した医療保険について、自分は申込書には署名をしておらず、自分に無断で申し込まれたものであることから、契約を取り消して既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本契約は、募集人が申立人の希望に沿った内容で提案し、申立人による申込手続により成立したものである。
- (2)仮に、本契約の申込手続に申立人が主張するような問題があったとしても、契約成立後の住所変更や名義変更手続は申立人が行っており、申立人は本契約を追認している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の状況等を把握するため、募集人に対して事情聴取を行った。なお、申立人は希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。